

再意見書

平成 21 年 7 月 13 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーひーかぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

平成 21 年 5 月 26 日付け情郵審第 3013 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり
再意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案(以下、「接続約款変更案」という。)に対する再意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」という。)は中期経営戦略等に基づき、固定電話網から IP 電話網、メタルアクセスから光アクセスへの移行等を通じ、主要サービスの IP 化を図っているところですが、活用業務制度を脱法的に利用することで結果として自身の業務範囲を大幅に拡大しており、もはや活用業務が実質的に主要業務になっている状況です。

そもそも、日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)第 1 条第 2 項において「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、地域電気通信事業を経営することを目的とする株式会社とする。」と定められており、また「NTT の再編成についての方針」(平成 8 年 12 月 6 日公表)において「地域通信各社は、基本的に県内に終始する通信を扱う」と定められているとおり、NTT 東西殿の本来の業務範囲は原則として地域電気通信事業に限られているところですが、NTT 東西殿が活用業務を実質的に主要業務として営むことで、NTT 法や NTT 再編成の本来の目的と齟齬をきたし、NTT 東西殿の業務範囲規制自体が形骸化している状況であると考えます。

今回の接続約款変更の対象となっている NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)においても、IP 網は県内・県間を一体的に提供するサービスであり、本来であれば NTT 東西殿以外の事業者が提供すべきものです。しかしながら、KDDI 株式会社殿も前回意見書で述べているとおり、NTT-NGN は活用業務を用いて、独占的な市場シェアを持つ FTTH アクセス網と IP 網を一体として構築しているため、ISP 事業者はアクセス網として NTT-NGN を選択せざるを得ず、公正な競争環境を確保することができない状況であることから、利用者料金の高止まりやサービス選択の多様性の損失等、利用者利便が阻害される状況が発生しうるものと考えます。

従って、今回の接続約款変更案を認可するに当たっては、上述のとおり NTT-NGN 自体が公正競争上の問題をはらんでいることや、NTT-NGN 上で IPv6 のネイティブ接続が可能な事業者が 3 社に制限されていること等に鑑み、公正な競争環境を確保するための厳格な措置が不可欠と考えます。

具体的には、弊社共が前回意見書で述べたとおり、NTT 東西殿及びその 100%子会社は当然のこと、NTT 東西殿と直接的・間接的かを問わず資本関係のある会社がネイティブ接続を行うことについては、ISP 市場において最も大きなシェアを持つ NTT グループ会社の存在や日本電信電話株式会社殿を基軸としたグループの一体的な経営戦略、その他ブランド力等による NTT グループの市場支配力が与える影響を総合的に勘案すると、公正競争上の問題が非常に大きいため、これを禁止する旨を接続約款変更案の認可条件として明記することが必要と考えます。

ただし、上述の認可条件を課したとしても NTT 東西殿の業務範囲規制自体が形骸化しているといった問題については、電気通信市場の健全な発展、ひいては国民生活に直結する重要な課題として残存することから、これらの問題を総括的に議論するためにも、NTT 組織問題について、早急に議論を開始すべきと考えます。

以上